

特定行政書士の考査 ファイナルチャレンジ(IGA)問題

第1問 要件事実と法律効果

正解 【A】実体法 【B】法律要件 【C】法律効果 【D】具体的事実

第2問 訴訟上の主張構造と抗弁

正解 【A】阻害 【B】消滅 【C】行使 【D】抗弁

第3問 行政事件訴訟における要件事実と主張立証責任

正解 【A】行政庁(被告側) 【B】原告(申請者側)

第4問 弁論主義と自白

正答:×

解説: 自白により裁判所が拘束され、立証が不要となるのは、弁論主義の第2テーゼ(自白の拘束力)に関する問題です。第1テーゼは、当事者が自ら事実の主張を行うべきであるという主張レベルの問題です。

第5問 規範的要件と立証責任

正答:○

解説: 規範的要件に関する評価障害事実(権利の成立)を打ち消す効果を持つため、抗弁(防御方法)として位置づけられます。したがって、それを主張する被告側が主張立証責任を負います。

第6問 債権の消滅を主張する抗弁

正答:×

解説: 代金支払(弁済)は、請求権が一旦発生した後に、その請求権を消滅させる理由として主張される抗弁です。請求権の発生を阻害する抗弁(例:行為時の意思能力欠如や錯誤)とは区別されます。

第 7 問 売買代金請求訴訟における不払い

正答:○

解説: 債務の履行(代金の支払い)は、債権を消滅させる抗弁(弁済の抗弁)に該当するため、代金支払い請求権が存在しないことを主張する側(被告 Y)が、支払い済みであることを主張立証する責任を負います。したがって、原告 X は不払いの事実を主張立証する必要はありません。

第 8 問 賃貸借契約解除に基づく明渡訴訟における反論

正答:○

解説: X の請求原因は「賃貸借契約の締結」です。Y の主張は、そもそも「賃貸借契約という法律行為自体が成立していない(使用貸借だった)」という点で、請求原因事実の存在を真っ向から否定しています。これは否認(積極否認)であり、請求原因の成立を前提として効果を打ち消す抗弁(例:弁済、解除)とは区別されます。

第 9 問 請求の趣旨と請求原因

正答:×

解説: 請求の趣旨は判決文そのものに対応する形で記述されますが、権利の性質(売買の代金としてなど)や日付は含めないというルールがあります。記載するのは「誰が誰に何をすべきか」(例:被告は原告に 100 万円を支払え)といったシンプルな内容です。

第10問 せり上がり

正答:○

解説:賃貸借契約の締結という事実の摘示が、借地借家法の適用を基礎付け、賃貸期間の経過が法定更新の法律効果を発生させます。この法定更新は、契約終了に基づく請求権に対し抗弁的な働きをするため、原告は請求権を主張自体失当としないために、法定更新を妨げる事実(更新拒絶の通知や正当事由の評価根拠事実)を再抗弁的な事実として併せて請求原因に主張する必要があります。これが「せり上がり」の構造です。

第11問 過剰主張

正答:○

解説:要件事実 a(原告から A への売買)のみで成立する「所有権喪失の抗弁」と、要件事実 a + b で成立する「所有権取得の抗弁」は、訴訟上の効果(請求原因から生じる法律効果を妨げる働

き)において同じ働きを持ちます。この場合、攻撃防御方法 B(所有権取得の抗弁)は攻撃防御方法 A(所有権喪失の抗弁)をすべて内包する関係に立ち、要件事実 b(A から被告への売買)は法律効果の発生に必要ではないため、攻撃防御方法としては無意味な過剰主張となります。これは主張自体失当の類型の一つでもあります。

第12 問(主張自体失当)

正答:○

解説:履行期限の合意が抗弁(E)に、期限の到来が再抗弁(R)に位置付けられます。履行期限が既に到来している場合、再抗弁事実である「履行期限の到来」は顕著な事実となるため、抗弁(E)を主張しても、その効果が覆滅されることが必至であり、当該抗弁は訴訟上無意味な主張(主張自体失当の類型の一つ)となります。

第13問

正解 ウ

解説

- ア. 誤り。Y の錯誤取消しの主張は、売買契約の成立という請求原因事実を前提とし、これと両立する事実(意思表示に錯誤があったこと)を主張するものです。また、錯誤取消しは請求原因から生じる法律効果(売買代金請求権の発生)を障害するため、抗弁として整理されます。
- イ. 誤り。Y は「X から甲土地を買ったことはない」として請求原因事実を否認しつつ、同時に「たとえ売買契約が成立していたとしても、私の意思表示は錯誤に基づくものです」として抗弁を主張しています。したがって、否認の主張のみで構成されているわけではありません。
- ウ. 正しい。権利が発生したと認められると、その発生障害要件、消滅要件又は行使阻止要件のいずれかに該当する事実(抗弁)が認められない限り、裁判所は、その権利は事実審の口頭弁論終結の時点で存在しているものと認識します。これを「権利の継続性」といいます。
- エ. 誤り。Y の錯誤取消しの主張は、請求原因から生じる法律効果の発生を障害する抗弁ですが、抗弁のうち、事実の主張だけで抗弁となるものを事実抗弁と呼び、権利者による権利行使の意思表示があって初めて抗弁となるものを権利抗弁と呼びます。錯誤取消しは、権利者による意思表示(取消しの意思表示)が必要なものの、同時履行の抗弁や留置権(民法 295 条 1 項)のように権利抗弁の代表例として挙げられているわけではありません。通説的には、錯誤取消しは形成権の行使であり、法律効果を発生させる事実が主張されることで抗弁となるため、事実抗弁として分類されることがあります(ソースには明示的な分類はありませんが、権利抗弁の代表例として挙げられていないため、誤りと判断します)。

第14 問

正解 アとウ 2 つ

解説 誤っている記述はアとウの 2 個です。

- ア. 誤り。買主が代金を支払ったことは、目的物引渡請求権の発生要件とはなりません。これは、被告から同時履行の抗弁が主張された場合に、これに対する再抗弁として主張すれば足ります。したがって、請求原因に含めて主張立証する必要はありません。
- イ. 正しい。要件事実を整理するに当たり、法律要件に該当しない事実を混在させないようにする考え方を「要件事実最小限の原則」と呼びます。売買契約に基づく目的物引渡請求権の発生要件は「売買契約の締結」のみで足り、売主の所有や占有、買主の代金支払などは要件ではありません。
- ウ. 誤り。売買契約締結に至る動機(例:転売目的、駆け引きなど)は、法律要件に該当しない事実であり、要件事実になりません。したがって、要件事実として摘示する必要はありません。
- エ. 正しい。主張分析の際に用いられるブロック・ダイアグラムにおいて、大ブロックは、一定の権利の発生、障害、消滅、阻止の法律効果ごとに記載されます。

